

公 告

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により、次のとおりお知らせします。

令和7年9月18日

和歌山県

1 太陽光発電事業実施予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（1）太陽光発電事業実施予定者

有限会社敷島 代表取締役 福田信一

（2）住所

大阪府大阪市北区錦町3番12号

2 太陽光発電事業計画の概要

事業の名称	海南市びわソーラーパーク
事業区域の所在地	海南市小野田字中谷 625 番(一部)、626 番、 同所字高倉 1676 番 1(一部)
事業の規模	396.0kW (4,766.62 m ²)

3 条例第5条の規定により講じた措置の概要（説明会等の実施状況）

令和7年1月17日

小野田地区に対し説明会に代わり、タウンメールにより周知・意見募集を実施

4 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の認定情報

認定年月日 変更認定日	2018年12月26日 2021年5月10日
識別番号（認定ID）	AZ99778E30
認定事業者の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名	有限会社敷島 代表取締役 福田信一
認定発電設備の区分	太陽光発電設備（10kW以上 2,000kW未満）

認定発電設備の発電出力	396.0kW
認定発電設備の所在地	海南市小野田字中谷 621、623、626 字高倉 1676-1

5 条例第 7 条の規定による申請年月日

令和 7 年 7 月 7 日

6 縦覧及び意見募集期間

令和 7 年 9 月 1 8 日（木）から同年 1 0 月 2 0 日（月）まで

7 縦覧場所等

縦覧場所	縦覧時間	縦覧できない日
海南市亀川出張所 海南市且来 272 番地 TEL：073-482-0640	8:30～17:15	土、日、祝日
海南市亀川公民館 海南市且来 272 番地 TEL：073-483-5282	13:30～17:00 19:00～21:30	水、日、祝日

8 意見提出方法等

意見提出方法	提出先等
直接提出 （縦覧可能な日時のみ）	①海南市亀川出張所 ②海南市亀川公民館
郵 送	〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地 和歌山県庁 環境管理課（当日必着）
FAX	073-441-2689（県環境管理課）
電子メール	e0321001@pref.wakayama.lg.jp（県環境管理課）

- ・各縦覧場所に意見書用紙を設置しています。また、県環境管理課のホームページからダウンロードできます。
- ・意見書用紙に必要事項が記載されていない場合又は虚偽の事項が記載されている場合は、無効とします。
- ・いただいた意見は、個人情報を除いた上、その概要を事業者見解とともに和歌山県環境管理課のホームページで一定期間公表することがあります。

9 その他

（１）太陽光発電事業の計画等については、事業者により公表されています。

計 画 概 要： <https://shikishima.kitashinchi-pudding.com/>

計画書一式：海草振興局健康福祉部（県立海南保健所）

海南市大野中 939

(2) 縦覧に供する資料(認定申請書一式)に含まれる個人情報(個人名、住所等)や企業情報(法人代表者の印影、定款等)に関しては黒塗りし、非公開としています。

ただし、個人名等であっても、一般に公にされている情報は公開とします。

(3) 上記8で提出された意見や関係法令の許認可に係る審査等により、太陽光発電事業の計画は縦覧に供されたものから変更されることがあります。